

令和 7 年(2025年) 11月

総務委員協議会資料

会計課

公金収納のデジタル化（e L T A Xの活用）への取組状況について

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市の公金収納事務については、これまで非効率・高コストと指摘されてきた現金による窓口収納から、国の方針に則り、デジタル化による収納事務の合理化・効率化や、納付者の利便性の向上を図ることを目的に、既に地方税の収納事務で運用されている e L T A X（地方税共通納税システム）を、地方税以外の公金収納へ活用することについて、令和 6 年（2024 年）11 月の総務委員協議会でご報告したところです。

今般、地方税以外の公金収納において、e L T A Xを活用するために必要な基幹システムの改修の時期及び予算等に係る取組状況についてご報告するものです。

2. 内容

(1) 対象公金

- ① 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料
- ② 行政財産目的外使用許可使用料・道路占用料等
- ③ 水道料金・下水道使用料等

(2) 対象公金のeL-QR導入の流れ

e L T A Xの活用に伴う e L-Q R（地方税統一Q Rコード）導入の具体的な流れは、（3）の想定スケジュールにお示ししていますが、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、国の所管省庁が定める標準化基準へ準拠したシステムへの対応後に、e L-Q R対応のためのシステム改修を行います。

なお、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、システムベンダーによる e L-Q R対応機能の開発スケジュールの都合により、令和9年度中の運用開始を目指すものとします。

(3) 想定スケジュール

	令和7年				令和8年												令和9年									
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	～					
国民健康保険料	● 債務負担要求																									
	システム改修（標準化対応）				システム改修（eL-QR対応）																					
					団体連動試験																					
介護保険料	システム改修（標準化対応）																									
後期高齢者医療保険料					eL-QR対応機能開発期間												● 債務負担要求（予定）					システム改修予定（eL-QR対応）				
																	9年度中の運用開始を目指す									
行政財産目的外使用許可使用料 他	● 債務負担要求																									
					システム改修（eL-QR対応）																					
					団体連動試験																					
水道料金・ 下水道使用料等	● 債務負担（設定済）																									
	システム改修（eL-QR対応）																									
					団体連動試験																					

3. 実施時期等

令和7年（2025年）11月 総務委員協議会へ報告

令和7年（2025年）12月 12月定例会議会補正予算案提出（債務負担要求）

令和8年（2026年）4月～ 基幹システム（国民健康保険料、行政財産目的外使用許可
使用料） 改修開始

（水道料金・下水道使用料等は令和7年10月改修開始）

4月～ 地方税共同機構（e L T A Xの運営主体）とのシステム連動試験

9月 運用開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

地方自治法第231条の4、第243条の2の7

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》	各公金業務の基幹システム改修に係る委託料		
	令和8年度	水道料金・下水道使用料等 (令和7年度9月補正 債務負担設定済)	42,528千円
		国民健康保険料	2,387千円
		行政財産目的外使用許可使用料他 (令和7年度12月補正 債務負担要求)	5,896千円
	令和9年度	介護保険料、後期高齢者医療保険料 (令和8年度12月補正 債務負担要求(予定))	未定
《財 源》	令和8年度	デジタル活用推進事業債 ※普通交付税措置率50%	7,400千円
《ランニングコスト》	地方税共同機構への負担金		
	令和8年度	地方税共同機構負担金(市税分含む)	35,541千円
	令和9年度～	地方税共同機構負担金 (前年度実績件数に係る共同収納手数料含む)	
【参考】令和8年度共同収納手数料			
電子決済サービス			50円/件(税抜)
金融機関窓口			33円/件(税抜)